

報 告 第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月17日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

和解及び損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 3 号

和解及び損害賠償の額の決定について

新居浜市営渡海船の事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月4日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

平成27年12月16日午後7時30分頃、黒島港において、新居浜市営渡海船が着岸しようとした際、突風にあおられ、状態を立て直そうとして接触した漁船1隻を損傷させた。

3 和解の内容

- (1) 新居浜市は、相手方に対し、漁船を損傷させたこと等に係る損害賠償債務として、金46万1,922円の支払義務があることを認める。
- (2) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。